

京都市稲荷山トンネル安全対策委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市稲荷山トンネル安全対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市稲荷山トンネル安全対策委員会規則（以下「規則」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験者、関係地元代表者、阪神高速道路株式会社社員から市長が委嘱し、関係区役所職員、建設局職員から、市長が任命する。

(検証内容)

第3条 委員会における検証内容は次のとおりとする。

- (1) 阪神高速道路株式会社が実施する京都市稲荷山トンネル（以下「トンネル」という。）供用前後における別表の環境測定結果及びこの測定結果が国の定める環境基準を上回る等予測し得なかった環境の変化が見られる場合に、必要に応じて行う詳細な調査等の結果について、科学的な知見をもとに、トンネルの設置が周辺環境に与える影響の程度を検証し、また、トンネルの設置に起因して国の定める環境基準を超過した場合には、具体的な環境保全対策を検討するものとする。
- (2) 京都市が実験的に設置する土壌脱硝施設について、科学的な知見をもとに、その実験結果等について検証するものとする。

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

別表

測定項目	環境測定	
	大気質等 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・風向・風速	供用前
	供用後	供用後1年間の季節ごとに7日間連続の測定。 ただし、環境測定施設による測定箇所は、常時測定。
騒音・振動	供用前	供用前1日間の測定。
	供用後	供用後1日間の測定。